

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）

4月8日に第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の発生について
 - ・県から町内感染症患者の報告があり。本人の希望により公表されている情報は限られている。

- 2 町内感染症患者発生による町の対応について
 - ・町所管の屋外施設については、現在まで利用者に対して自粛を要請しているが、4月30日まで利用停止とする。
 - ・地域交流センター及び町体育館についても11日から休館とし、電話応対等の事務業務のみとする。
 - ・幼稚園の預かり保育、保育所、放課後児童教室については、特別な事由等を除き、小中学校の取り扱いと同様に19日まで休所とする。
 - ・防災センターについては、住民手続き等窓口業務があるため、引き続き貸館業務は中止したうえで、平日の8時30分～17時15分まで開所する。
 - ・役場庁舎正面玄関に、来庁時のアルコール消毒、マスク着用についての文書を掲示する。